

障害のある人の大学等の学びを支援する
～高等教育の学びの推進プラン～

担当：高等教育局学生・留学生課

1 趣旨

障害のある人（以下「障害者」という。）の社会における一層の活躍を推進するためには、障害者が自らの希望や適性を認識した上で、主体的で積極的な活動を通して自立できるよう、特別支援学校を含めた初等中等教育段階における学びに加えて、高等教育機関での学びを通じ、幅広い教養や専門性を身につけるとともに、個人の可能性を最大限に伸ばす教育を受けることも重要と考えられる。

また、障害者にとって困りごととなっている社会にあるバリアを取り除くのは社会の責任であるという「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、一人一人がバリアを取り除くための行動をすることにより、「心のバリアフリー」を実行していくことが重要である。

どの大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）に進学しても必要な支援が受けられる体制の整備等が重要であることから、高等教育段階における障害のある学生の学びの環境の充実を図り、大学等が多様性と柔軟性を併せ持った体制を整備することで、障害を理由として進学を断念することなく“多様な価値観を持つ多様な人材が集まることにより新たな価値が創造される場”である高等教育にアクセスすることが可能となる。

これにより、全ての学生がその意欲と能力に応じて大学等で学べる機会を確保することができ、多様な価値観や様々な経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨していける真の共生社会の実現を図っていく。

2 現状

- 平成 28 年 4 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が、法的に義務ないし努力義務とされ、大学等においても取組が求められている。
- また、「障害者基本計画（第 4 次）」（平成 30 年 3 月 30 日閣議決定、計画期間：平成 30 年度～令和 4 年度）において、高等教育における障害のある学生に対する支援を推進するため、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害のある学生に対する適切な支援を行う

- ことができるよう環境の整備に努めることが求められている。
- さらに、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月）において、共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるため、学生及び大学関係者の理解を促進するための各大学等の積極的な取組を促すことが求められている。
 - 一方、合理的配慮を含む障害のある学生への支援については基盤となる一定の考え方が必要であり、支援に関わる全ての関係者にこれを共有していくことが重要であることから、文部科学省では「障害のある学生の修学支援に関する検討会」を開催し、障害者差別解消法で示された不当な差別取扱いや合理的配慮についての大学等における基本的考え方と対処等について取りまとめ、各大学等に周知している。
 - 大学等における障害のある学生の在籍者数は毎年増加しており、令和元年 5 月 1 日現在で約 3.8 万人であり、今後も増加が見込まれている。（この 10 年で約 4.3 倍）
 - 障害学生支援の担当部署を設置している大学等は全体の 95.9%、担当者を配置している大学等は 95.2%であり、各大学等における支援体制づくりは一定程度進められてきているものの、専任の担当者を配置している大学等は全体の 19.5%にとどまっている。
 - また、障害のある学生への授業支援を実施している大学等は、障害のある学生の在籍校の 85.3%であり、各大学等における障害学生支援の取組は進んできてはいるものの、規程等の整備、紛争の防止・解決等に関する調整機関の設置、支援情報の公開、就職支援等の取組については十分ではない。
 - 大学間連携を含む関係機関との連携を行っている大学等は全体の 45.6%にとどまっている。
 - 障害学生支援の知見や経験、意識の違い等により大学間で取組の差が生じており、特に私立大学においては合理的配慮の提供が努力義務であるため、大学間での取組の差が大きくなっている。知見や経験の少ない大学等が単独で障害学生支援に取り組むだけでは限界があるため、先進的な取組や多くの知見を持つ大学等が連携し、そのリソースを各大学等が活用することで、どの大学等に進学しても必要な支援を受けられる体制を整えていく必要がある。

3 具体的対策と進め方

①大学間連携等による障害学生支援体制の強化【2021 年度～】

大学等からの支援体制の整備や支援方法についての相談や、合理的配慮の提供や支援内容等に関して困りごとを抱える学生等からの相談に対して専門的な助言や提案を行うため、先進的な取組や知見等がある複数の大学等が連携するプラットフォームを形成し、組織的なアプローチにより各大学等の支援の充実を図っていく。

さらに、大学や学生等からの相談対応を含め支援体制を強化するため、文部科学省における体制についても強化していく。

②障害学生支援の好事例やロールモデルの収集・展開【2021年度～】

各大学等での取組実施には支援人材の確保が重要となるため、地方公共団体等と連携し、学外リソースを活用している好事例の収集を行うほか、規程等の整備、紛争の防止・解決等に関する調整機関の設置、支援情報の公開、就職支援等の取組が進んでいないものについては、各大学等が単独で取り組むだけでは限界があるため、大学等における個別入試での取組を含め、先進的な取組を実施している大学等の好事例を収集し、周知を行う。特に、障害のある学生はまわりにロールモデルを見つけづらい状況にあるので、就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例の収集・周知を行う。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各大学等において、遠隔授業の取組を推進しているところであるが、遠隔授業等における合理的配慮についての好事例の収集・周知を行う。

③学生に対する「心のバリアフリー」の取組の促進【2020年度～】

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」において、「心のバリアフリー」とは様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要とされている。

各大学等において、「心のバリアフリー」のための取組が実施されているところであるが、その中で学生が学生をサポートする、ピア・サポートの取組が実施されている。ピア・サポートは、サポートされる学生がパソコンテイク等の授業支援を受けるだけでなく、学生自らがどのような支援を求めているかを伝えていく必要があるため、主体的な学びへとつながっていく可能性が高い。また、サポートする側の学生も、障害や障害のある学生についての理解を深めるとともに、新たな経験や他者とのコミュニケーションを通じ、学生同士で主体的に

学びあうことができる。

学生に対する「心のバリアフリー」の取組を促進するため、財政的支援等を通じ、大学等におけるピア・サポートの実施を促していく。

④大学等の執行部等に対する合理的配慮等についての周知啓発

【2021 年度～】

平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行からすでに 3 年が経過し、内閣府に設置されている障害者政策委員会において、事業者による合理的配慮についての義務化を検討すべきとの見直しの方向性が示されている。事業者には学校法人等が含まれているが、当該委員会において、事業者等への理解を促進するため、国は周知啓発を強化すべきとの方向性も示されている。

すでに、障害のある学生への支援に当たっての基本的な考え方や合理的配慮の決定手順等について、有識者会議において取りまとめ、全大学等に周知しているが、今回の障害者差別解消法の見直しの検討を踏まえ、大学等に対する情報提供や周知啓発の強化を図っていく。特に、学生の受入れや予算配分等に権限や責任のある、私立大学等の執行部に対して、不当な差別的な取扱いや合理的配慮の考え方や障害者差別解消法の見直しの動向等を理解してもらうことが極めて重要であるため、セミナー等を通じて周知啓発を行っていく。